

その他の手引き

1 概要

水濁法では、特定施設のほか次の施設について規制があります。

(1) 指定施設

- 有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び(2)の油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（指定物質）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいいます。（水濁法第2条第4項）
- 有害物質を貯蔵する施設については、有害物質貯蔵指定施設の規制があります。詳しくは【有害手引き4】をご覧ください。
- 指定物質は、次ページ表の56種類が定められています。（水濁法施行令第3条の3）

(2) 貯油施設等

- 重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいいます。（水濁法第2条第5項）
- 政令で次の7種類の油が定められています。（水濁法施行令第3条の4）
原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

<指定物質の一覧表>

1	ホルムアルデヒド	31	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
2	ヒドラジン		
3	ヒドロキシルアミン		
4	過酸化水素	33	チオリン O,O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
5	塩化水素		
6	水酸化ナトリウム	34	チオリン酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
7	アクリロニトリル		
8	水酸化カリウム	35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
9	アクリルアミド		
10	アクリル酸	36	チオリン酸 O,O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
11	次亜塩素酸ナトリウム		
12	二硫化炭素		
13	酢酸エチル	37	チオリン酸 O,O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
14	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)		
15	硫酸	38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
16	ホスゲン		
17	1,2-ジクロロプロパン	39	チオリン酸 O,O-ジエチル-O- (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
18	クロルスルホン酸		
19	塩化チオニル	40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
20	クロロホルム	41	エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
21	硫酸ジメチル		
22	クロルピクリン		
23	りん酸ジメチル=二・二-ジクロロピニル (別名ジクロルボス又はDDVP)	42	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)	43	臭素
25	トルエン	44	アルミニウム及びその化合物
26	エピクロロヒドリン	45	ニッケル及びその化合物
27	スチレン	46	モリブデン及びその化合物
28	キシレン	47	アンチモン及びその化合物
29	p-ジクロロベンゼン	48	塩素酸及びその塩
30	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)	49	臭素酸及びその塩
		50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
31	3,5-ジクロロ-N- (1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)	51	マンガン及びその化合物
		52	鉄及びその化合物
		53	銅及びその化合物
32	3,5-ジクロロ-N- (1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)	54	亜鉛及びその化合物
		55	フェノール類及びその塩類
		56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1 ^{3,7}] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)

2 規制

2. 1 事故時の措置

対象	①指定事業場の設置者 ②貯油事業場等の設置者
内容	①当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずる。 ⇒その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。 ②当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずる。 ⇒その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。
時期	速やかに
様式	県独自様式 1 事故報告書

(根拠：水濁法第 14 条の 2 第 3 項)

2. 2 事業者の責務

対象	事業者
内容	その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(根拠：水濁法第 14 条の 4)

【解説】

- 汚水又は廃液を公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させる全ての事業者（事業活動を行う者一般）を対象としています。
- 本規定に基づく措置は、事業者の自主的な判断の下に実施されるものであり、事業者に排水等の測定又は公共用水域等の汚濁の防止のための措置を強制するものではありません。
- 具体的な措置としては、例えば、事業活動に伴う汚水又は廃液の排出先の把握、汚濁の負荷の低減に資する施設の整備及び維持管理等が想定されています。